



薬生食検 0525 第3号
令和2年5月25日

航空会社 各位

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室長



新型コロナウイルス感染症の発生に係る協力依頼について

日頃より、検疫業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、世界各国における感染者の拡大を受けて、検疫による水際対策を着実に実施するため、航空機における感染拡大の防止に向けた対策をとる必要がございます。

今般、感染症の発生状況を踏まえ、入管法に基づく入国拒否対象地域^{*1}の14日間以内の滞在歴等を確認することとしていますので、下記の事項について御協力賜りたくお願い申し上げます。

記

1 「機内アナウンス」の実施について

入管法に基づく入国拒否対象地域からの本邦到着便について「機内アナウンス」を実施すること。

アナウンスの際には、入管法に基づく入国拒否対象地域への滞在歴がある方は、検疫官へ申し出る旨を周知すること。また、咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服薬している場合においても、引き続き検疫ブースにおいて、検疫官へ申し出る旨を周知すること。なお、検疫官より赤または青の紙を配布いたしますので、入国するまでの間、紛失しないよう注意をうながすこと。

2 「健康カード」の配布について

入管法に基づく入国拒否対象地域からの本邦到着便について、機内で、体調不良の際に申し出るよう客室乗務員へ依頼すること及び国内滞在中の留意事項等について記載した「健康カード」を機内に搭載し、客室乗務員から乗客へ配布すること。

3 「質問票」の配布について

入管法に基づく入国拒否対象地域及び検疫強化対象地域^{*2}からの本邦到着便において、質問票を配布し、機内で記入の上、検疫官へ提出するよう周知すること。

(※1) 入管法に基づく入国拒否対象地域
 (外務省による感染症危険情報レベル3)

アジア	中国（香港、マカオ含む）、台湾、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ、インド、パキスタン、バングラデシュ
ヨーロッパ	サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英国、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、ウクライナ、ロシア、アゼルバイジャン、カザフスタン、タジキスタン、キルギス
中東	アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、アフガニスタン
アフリカ	エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、モーリシャス、モロッコ、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア、ガーナ、ギニア、南アフリカ
北米	アメリカ合衆国、カナダ
中南米	アンティグア・バーブーダ、エクアドル、セントクリストファー・ネイビス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、バルバドス、パナマ、ブラジル、ペルー、ボリビア、バハマ、メキシコ、ウルグアイ、ホンジュラス、コロンビア、エルサルバドル、アルゼンチン
大洋州	オーストラリア、ニュージーランド

(※2) 検疫強化対象地域
 (外務省による感染症危険情報レベル2)

※1以外の全ての国と地域